

安全安心な利用をめざした公共空間を実現するための 空間設計手法の探求

Search for space design method to realize safe and secure public space

船曳 悦子（FUNABIKI etsuko）

安全安心な利用を目指した公共空間として、市庁舎と市庁舎内の市民空間に着目した。1999年に公布された「市町村の合併に関する法律(旧・合併特例法)」によって市町村合併が進められてきた。同法が期限を迎えた直後の2006年7月に、市庁舎や市民空間の役割と必要性、あり方を明らかにすることを目的として、市庁舎管理部局担当者に対してアンケート調査を行った。市庁舎は、平常時において様々な支援やサービスを提供する中核的な公共施設であると同時にそれを支える職員の執務空間である。近年はインターネットによる自治体からの情報提供やコンビニエンスストアでの各種書類の交付サービスが一般化しているが、各種手続き、相談、質問といった市職員との直接のやりとりは必ず発生する。災害時においては、災害対策の指揮および情報伝達の中核機能を担うとともに、中核機能を支える資材や食料の備蓄および避難者や支援者への対応など、防災拠点の役割を果たすことから、市民の安心・安全を支える拠点となる公共空間でもある。前回実施のアンケート調査から10年が経過し、その間に地震、台風水害や豪雨水害など様々な自然災害の発生により、市庁舎の市民空間の利用内容に大きな変化が生じている可能性があることから、これを確認するために、2006年に実施したアンケート調査の項目に自然災害にともなう市庁舎および市民空間の使用に関する変化の有無を問う項目を追加して、2016年に2度目のアンケート調査を行った。

2006年と2016年に実施したアンケート結果を比較し、市庁舎の市民空間の10年間の変化を考察した結果、全体としては、市庁舎の市民空間の使われ方には、大きな変化は見られなかった。詳細に比較すると、利用制限のない市民空間が増加する傾向が見られた。これは、市民にとっては望ましい変化と考えられるが、管理部局担当者は、市民空間の管理の困難さが増大することを懸念している。地域や人口規模とアンケート回答結果との関係を分析したが、一定の傾向は見られなかった。このことから、市民空間の利用の変化は、地域性に影響されない普遍的なものであると考えられる。

市庁舎の防災拠点としての活用や市民空間を避難場所としての活用については、竣工年の新しい市庁舎を有する市がより積極的であることから、市庁舎の建て替えの際には、自然災害への対応の重要性が認識されている。そのため、大規模災害における市民への公共サービスのあり方は、変化しつつある。

なお、本研究は、船曳悦子 他：2006年と2016年に実施したアンケート結果に見る市庁舎の市民空間の利用に関する変化，日本建築学会計画系論文集，第84巻第765号，pp.2259-2269，2019年11月にて報告を行っている。